平成２４年（フ）第８２号
高知県宿毛市中央２丁目８番20号
債務者　大江　　顯
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６２７号
熊本市東区下南部１丁目３番12―106号　グリーンズエリア下南部、前住所福岡市城南区田島４丁目24番40―204号
債務者　和久田光夫
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
熊本市中央区新町３丁目４番20号　301、前住所熊本市中央区新町３丁目８番10―205号
債務者　上野　峰子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９５５号
神戸市灘区畑原通１丁目１番１号、申立時の住所神戸市灘区上野通５丁目８番13号
債務者　仲井　謙次
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８６号
兵庫県三木市別所町高木927番地の48　市営朝日ケ丘中団地14号棟305号
債務者　藤原　弘之
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８７号
兵庫県三木市別所町高木927番地の48　市営朝日ケ丘中団地14号棟305号
債務者　藤原　厚子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅41号棟203号室
債務者　外園　一星
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２号
神戸市垂水区桃山台２丁目1188番地の17　グランディア　ミ・アモーレ桃山台101号
債務者　仲村江美子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７号
神戸市中央区中山手通７丁目13番９号
債務者　青山　由美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
長崎県佐世保市吉岡町1558番地　金子アパート102号、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町98番地28
債務者　稲留　正次
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目87番５号　東横マンションＣ―103
債務者　高橋　豊和
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５号
神奈川県横須賀市荻野11番22―303号
債務者　森　　良三
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市芦名２丁目17番16号　Ｍ１
債務者　角井　栄二
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３６号
青森市大字浅虫字蛍谷65番地46
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
青森県むつ市上川町３番19号　コーポ茜２―２号
債務者　木下　貴幸
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
青森県八戸市根城１丁目24番９号　セジュールカトレア202、前住所千葉県千葉市若葉区西都賀５丁目28番18―１号
債務者　儘田　真弓
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６号
山口県周南市千代田町５番３―1006号
債務者　高木　恵美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所周南支部